

平成25年5月24日

於：国土交通省中央合同庁舎3号館11階特別会議室

交通政策審議会海事分科会

第42回船員部会

議事録

目 次

1. 開 会	1
2. 議 事	
議題1. 船員教育機関の卒業者の求人・就職状況等について.....	1
議題2. 船員派遣事業の許可について	4
議題3. 無料の船員職業紹介事業の許可について	4
3. 閉 会	4

【出席者】

(委員及び臨時委員)

公益代表 落合委員、竹内委員、鎌田委員、河野委員、今津委員、野川委員、久宗委員

労働者代表 池谷委員、高橋委員、立川委員、平岡委員、藤澤委員

使用者代表 五十嵐委員、長岡委員、濱田委員

(事務局)

国土交通省 竹田審議官

海事人材政策課 多門海事人材政策課長、古坂雇用対策室長、白崎企画調整官、三浦専門官

運航労務課 伊藤総務課長補佐

海技課 岩月海技課長、大立船員教育室長

開 会

【白崎企画調整官】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから交通政策審議会海事分科会第42回船員部会を開催させていただきます。事務局を務めさせていただいております海事人材政策課の白崎でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、委員及び臨時委員総員17名中15名のご出席でございます。定足数を満たしていることをご報告申し上げます。

続いて、資料の確認をさせていただきます。資料1として、船員教育機関の卒業者の求人・求職状況、4枚ものものが1部。それから資料2として、交通政策審議会の諮問について、諮問第176号「船員派遣事業の許可について」が1部と、その参考資料としての資料2-1が1部、表紙を含めて4枚でございますが、これは委員限りの資料でございます。資料3として、交通政策審議会への諮問について、諮問177号「無料の船員職業紹介事業の許可について」が1部と、その参考資料として、資料3-1が1部、表紙を含めて2枚と、それから資料3-参考が1枚。

なお、資料3-1は委員会限りの資料でございます。

以上でございますけれども、行き届いておりますでしょうか。

それでは、議事に入りたいと思います。

落合部会長、司会進行をよろしくお願いいたします。

1. 船員教育機関の卒業者の求人・求職状況等について

【落合部会長】 それでは、早速議事に入ることにいたしまして、最初の議題1「船員教育機関の卒業者の求人・求職状況等について」でありますけれども、事務局のほうからご説明をお願いします。

【大立船員教育室長】 海事課船員教育室の大立でございます。

それでは、船員教育機関の卒業者の求人・求職状況につきまして、資料1に基づきまして説明させていただきます。

初めに、調査の対象でございますけれども、これについては、商船系大学としまして、東京海洋大学海洋工学部、神戸大学海事科学部、商船系高専といたしまして、航海系学科と機関係学科及び独立行政法人の海技教育機構、海上技術学校、これはいわゆる本科というところでございます。それと海上技術短期大学校専修科及び海技大学校、これを対象といたしまして、24年度に東京海洋大学の海洋工学部及び神戸大学の海事科学部の乗船実習科、それと商船系高専の航海系、機関係の学科を修了、卒業した者。これは今年の9月に卒業の時期を迎えております。

それと、海技教育機構の海上技術学校、海上技術短期大学校及び海技大学校、これを修了した者。これはこの3月で卒業した者でございます。

それと、まだ実習を続けておる学科、海上技術学校の乗船実習科というのがございますが、これがこの9月まで乗船実習を続けております。したがって、ここについては、内定というところが入っておりますけども、これらを対象としまして、求人と就職状況を取りまとめたもの。それと25年度の入学状況、これを4月1日現在で調査、取りまとめたものというところで、本日、資料1としてお示したところでございます。

まず、求人就職状況でございますけども、資料1、1枚目をごらんください。商船系大学といたしまして、平成24年度の卒業者数、これについては96名でございます。これは乗船実習科を修了したというところで、96名の者が修了したということでございますけども、そのうち就職を希望する者というのが80名、これに対しまして海上産業からの求人というのが129件ございました。前年度から5件ほど上がっております。過去4年間と比べますと大体同等数で推移しているのではないかというふうに見ております。就職希望者数80名に対しまして、海上に実際に就職した者については70名というところでございますけども、いわゆる海上への就職率というところで見ますと87.5%、前年度が94.1%ということでございましたので、6.6ポイントほど減ったというところでございます。

実際に、3枚目に、参考1としましてグラフをお示してございます。商船系の大学、これについては青色でお示してございますけども、昨年94.1%から87.5というところで若干減っているという状況でございます。

続きまして、商船系の高専というところでございます。1ページ目、表のほうにまた戻っていただきますと、商船系の高専につきましては、24年度の卒業者数は177名、そのうち就職を希望する者というのが145名でございます。海上からの求人件数は618件、昨年と比べて40件ほど増えているというようところでございますけども、この数字につきましては、一企業の求人が複数の学校にまたがっているというようところでございますので、その辺のところはお含みおきいただきましたというところでございます。これについても過去4年を見ますと、増加傾向を示しておるというところで、特に陸上産業の求人については、昨年と比べて500件ほど増えてございます。これについては、陸上の機械系からの求人が今年度は多かったと聞いております。海上への就職人数というところでは、106名、海上への就職率というところで見ますと73.1%、前年度と比べて、前年度が61.1%というところでございますけども、12ポイントほど増加しております。これについては、その表の内航の部分でございますけども、内航及びカーフェリー／旅

客船への就職が例年に比べましてかなり増えております。倍近くというところ増えておりまして、この辺の数字が影響しまして73.1%に上がっている。参考のグラフでございますけども、急激な上りというところでございます。

次に、海技教育機構の海上技術学校及び海上技術短期大学校でございます。同様に卒業者数は373名、このうち就職希望者数は339名、求人が569件というところでございます。これについては、就職希望者数339名に対しまして、実際に海上に就職した者が327名というところで、4月、これは内定を含んでおる数字でございますけども、海上技術学校、海上技術短期大学校全体で96.5%ということで、前年度と比べまして3.1ポイント増加というところで、海上就職については高水準を保っているというところでございます。

最後に、海技大学校でございます。海技大学校につきましては、卒業者数が28名、卒業者数と就職希望者数、これは同数、28名でございます。海上産業からの求人数については56件でございます。前年に比べまして17件増加しているというところでございますけども、海上就職については27名が海上に就いているというところでございます。

参考の1のところでお示してございますけども、例年、海上就職率については100%で推移しておりましたけども、1名が陸上就職したという結果で、母数が大きいのので、1名のところで3.6ポイント下がるという形で、若干、グラフは下がった形になっております。

これを推計しまして、全体の海上産業からの求人件数というのは1,372件、前年度で比べますと120件ほど増加という形で推移しております。海上産業への就職率、これは内定も含んだところでございますけども、全体で89.5%、前年度89%というところでございます。かなり高いところで海上就職を維持している状況でございます。

次に、入学状況についてご説明申し上げます。2ページ目をご覧ください。

各教育機関ごとに入学定員、応募者数、応募倍率、入学者数を示しております。商船系大学につきましては、入学定員330名に対して1,506名の応募がありました。4.6倍という結果でございました。この結果、336名が入学しております。同様に、商船系高専につきましては200名の定員に対しまして490名が応募、2.5倍の結果、211名が入学。海上技術学校及び海上技術短期大学校については350名の定員に対しまして1,047名の応募で、378名が入学したというところでございます。この結果につきましては、参考2にグラフをお示してございます。

大学、商船系高専と海上技術学校、海上技術短大ともに、大体右肩上がりというところで、全体的に増加傾向というところを示している結果でございました。

以上、簡単ですけども、説明を終わらせていただきます。

【落合部会長】 ありがとうございます。

それでは、何か本件につきましてご質問、ご意見がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

2. 船員派遣事業の許可について

3. 無料の船員職業紹介事業の許可について

【落合部会長】 それでは、次の議題、これは議題2と議題3をまとめて、順次進めたいと思いますが、この議題2、議題3に関係いたしましては、個別事業所の許可に関する事項であるということで、公開いたしますと当事者等の利益を害するおそれがあるということがございますので、船員部会運営規則第11条ただし書きの規定に基づきまして、審議を非公開にさせていただきます。

マスコミの関係の方をはじめ、関係者以外の方はご退席のほどをお願いいたします。

(関係者以外退席)

閉 会

【落合部会長】 そういたしますと、本日予定いたしました議事は全て終了ということになりますが、ほかに何かございますでしょうか。じゃ、平岡委員、どうぞ。

【平岡臨時委員】 私のほうから、職業紹介の関係でご質問させていただきたいんですけども、現在、陸上においてはハローワーク、船員を対象とする海上においては各地方運輸局の船員職業安定窓口で求人・求職情報の提供により職業紹介を行っているという状況ですが、特に最近、内航船ですけれども、司厨部について、過去には国の専門の養成機関があったんですけども、最近、それもないために後継者不足が若干懸念されています。最近の傾向としては、各船社においては陸上における調理師経験者等をリクルートしていますが、不足感は依然として解消されていません。そこで、調理師資格保有者など、陸上からの供給ソースしかない中で、司厨部、すなわち船舶料理師としての職業があることを広め、陸上からの転職をスムーズに行えるようハローワークへの情報の提供が必要と思われます。そこで質問なんですけれども、ハローワークと船員職業安定窓口との求人・求職情報の関連について、現在どのようになっているのか、仮に情報共有などの関連性がないとするならば、今後、陸上から海上への転職を促す意味からも、特に司厨部関係につきましてはハローワークにおいて求人・求職情報の提供ができるようお願いしたいということです。

【落合部会長】 それでは、事務局のほうからお答えいただきたいと思います。

【古坂雇用対策室長】 それでは、引き続きまして、私のほうから、ただいまの委員のご質問等にお答えさせていただければと思います。

内航におきます船員不足の解消という観点等から、従来から、私どもといたしましては、ハロー

ワーク等と連携を図っていくという観点をとってございまして、現在行われている内容といたしましては、ハローワークでありますとか、ジョブカフェ、こちらにおける船員の職業に関するポスターであるとかパンフレットの掲示、それから備置、ジョブカフェ等との連携による船員の就職セミナーというのを開催しております、内航船員への就職者の拡大ということを図るための対策をこれまで実施してきたところでございます。

また、内航船員の高齢化の著しい進展、これらによる後継者不足の顕著化等を背景にいたしまして、当交通政策審議会におきましても、「海事分野における人材の確保・育成のための海事政策のあり方」について平成19年12月答申が出されておりますが、これに基づきまして、船員の、まず、海技者の確保、育成の重要性について提言がなされておりますので、さらなるハローワーク等との連携強化ということで、船員未経験者の就職の促進を図るということが必要不可欠であるという観点に立ちまして対策をつけ加えさせていただいてございます。その対策といたしましては、現在、ハローワークでの船員未経験者の船員求人情報の掲示と備置、それから合同面接会等におけます内航船員に関するブースの出展等、こういう対策を講じまして、船員未経験者の船員への就職促進を図ってきているところでございます。

具体的に、委員のほうから先ほどお話がございました、内航における司厨部の問題でございますが、今現在、司厨部といいますと、部員という形で、船に乗るときには雇用という形になりますので、求人の情報といたしましては、部員で、なおかつ調理師の免許、または調理経験が何年以上とか、そういう観点しか求人情報としては提示をされておられません。船舶料理士として資格を有していなさいいけないとか、そういう求人情報ではございません。まさに調理経験、または陸上の調理師としての資格を持っている方という求人があれば、ハローワークにも掲示するなど連携をとれることになってございます。

以上でございます。

【落合部会長】 平岡委員、どうぞ。

【平岡臨時委員】 今のお話でいきますと、さらなるハローワークとの連携ということで、船員の求人・求職情報、この辺についてはハローワークのほうにも情報提供し、また備置をしながら合同の面接というようなお話ですが、これは全般的な話ですよね。司厨部の関係についても、同じようにハローワークのほうへ求人・求職については出すと、そういう理解でいいんですか。

【古坂雇用対策室長】 不適切な説明及び言葉足らずであったと反省をいたしております。

まさに今委員がおっしゃったような観点を含めて、当然、船員未経験者の求人情報を掲示するなどの連携を図ることとしております。失礼いたしました。

【落合部会長】 平岡委員、よろしいでしょうか。

【平岡臨時委員】 はい。

【落合部会長】 ほかにございますでしょうか。高橋委員。

【高橋臨時委員】 漁船員の最低賃金の適用についてご質問をさせていただきます。ご承知のとおり、ここ数年来、全ての漁船員に最低賃金を適用するよにということに要請をしてきました。当然、日本はILO131号の条約というものを批准してかれこれ三十数年たっております。その中で、これまで4業種、大型いか釣り、遠洋まぐろ、地区最賃におきましては、沖合底びき、それから中型まき網と、この4業種だけが適用ということになっております。

一方、日本政府は、このILO131号条約に関する年次報告の中で、日本の漁船にはすべからく最低賃金が適用されているということで報告をしていると思います。これまでも、この船員部会で何度となく国交省に答弁を求めてまいりましたけども、国交省のほうからは、全漁船に最賃は適用されている。しかし、具体的な金額が設定をされていないということの答弁をいただいていたという、こういう歴史がございます。

我々も、どうもこの解釈というものに疑問を持たざるを得ないということで、連合を通じて、ILOの書記局に問い合わせをしてまいりました。たまたま先週、私がジュネーブのILOに会議で出席をした折に、書記局に直接赴きまして担当者から説明を受けてまいりました。今年の6月5日からILOの102回の総会が開催されるということで、この総会の中で、日本政府に対して、連合の報告に応じて任意のコメントを送付するように要請するということが、どうも決まるようでございます。

それを受けて若干質問をさせていただきたいと思いますが、当然、このコメントは6月5日以降の問題ですから、その前段で、今年のILOの131号条約の年次報告に対して、日本政府としてどのような回答をするのかということにあわせて、この条約を批准しながら、労使合意がなければ最賃の決定をしないということは条約の違反にならないのかということでございます。

また、あとの2つについては要望と質問でございますけども、当然、一挙に、全ての漁船が無理だということであれば、従来から申し上げてまいりましたとおり、いわゆる旧の中型いか釣り漁船、それから近海まぐろ漁船員の最賃の適用拡大というものが図れないのかということでございます。

さらには、今年の漁業最賃の改正の予定というのがどのようになっているのか教えていただきたいというように思います。

答えられない項目もあるかと思いますが、今日ご回答いただけないものについては、次回の船員部会、この場でご回答いただければというように思います。

以上です。

【落合部会長】 それでは、事務局のほう、お願いいたします。

【白崎企画調整官】 今の高橋委員のほうから最低賃金額を定める漁業種の拡大に関するご質問をいただきました。船員法の適用を受ける船員と労働基準法の適用を受ける労働者で最低賃金制度が異なる点もございますので、個別のお答えに先立ちまして、最賃制度について少々説明を加えさせていただきます。

まず、労働基準法の適用を受ける、いわゆる陸上の労働者につきましては、地域別最低賃金というものが全ての労働者に適用されておりまして、都道府県ごとに最低金額が設定されておりまして、それに加えて、一定の業種と申しますか、事業所については特定最低賃金というものが適用されておりまして、例えば自動車整備業関係とか、道路貨物運送業関係とか、250種の特定最低賃金が適用されておいて、地域別最低賃金を上回る額で賃金額が設定されていると、こういう状況であります。

船員につきましては、勤務形態、賃金制度が陸とは異なる、特殊性があるということで、いわゆる陸上の労働者のように一律の最低賃金額を決定するということは無理だろうという、こういった考え方に立ちまして、業種ごとに最低賃金額を決定すると、こういった進め方でこれまでできております。業種を徐々に、何次かにわたって拡大してきたと、こういった歴史でございます。

具体的にはということですが、委員からもご指摘ございましたが、文言にもございますが、まず、内航鋼船、鋼船ですね。内航鋼船に乗り組む船員について昭和43年、その次に旅客船に乗り組む船員について昭和48年、それから漁船船員につきましては昭和56年度から4業種に最低賃金額が設定されておりまして。

最低賃金額を設定する漁業種が何でこの4業種なのかということであるんですけども、おさらいをしますと、昭和55年に船員中央労働委員会において建議がなされておりまして、その中で漁業の多様性、漁船労働の特殊性ということを見ると、全業種について、実情に合った最低賃金を同時に設定することは困難であろうということで、相対的に雇用が大きい、対象者が多いということですね。かつ、終年操業、年間を通じて操業するという業種の中から未組織船員が存在する業種であって、かつ、賃金実態の把握が比較的容易な業種について額を設定しようということとされまして、その4業種が決定されて今日に至っております。

また、これはILOのお尋ねとも関係するんですけども、最低賃金の調査、審議ですけども、これは陸上の労働者も船員もそうなんです、公労使同数をもって構成される組織によって行われてございます。労使の平等な参加によって最低賃金額が決定、調整できる仕組みと。これはILOのまさ

に求めているものでございますけれども、労使の平等な参加によって最低賃金額が決定、調整できる仕組みというものになってございます。この点、言い方を変えると、ある意味、労使の歩み寄りがあってこそ、最低賃金額の決定調整というものは実現すると、こういったことにもなるわけでございます。

お尋ねのありました最低賃金額を設定する漁業種の拡大につきましては、平成8年のころから、船員中央労働委員会のころですけれども、そのころから議論があるものでございます。労働側の委員からもご発言がございまして、具体的にということで、近海かつお、まぐろ漁業、中型いか釣り漁業、これについて具体的には定義がなされておまして、その段階から、まずは労使で話し合っていて、協議を進めて、それをスタート台にしようということで、公労使にご理解をいただいているといった形になっていると承知しております。さはさりながら、労使間でその業種拡大に向けた協議というものにも限界があるということが労働側の要望もありまして、私どもとしては、労使間の協議が進むように業界団体のほうにも働きかけを行うと、こういった旨を申し上げているということをご承知のとおりかと思えます。

ここでお尋ねのほうですけれども、まずはILO条約との関係ですけれども、労使合意がないからといって最低賃金額を設定しないということはILO違反なのかということについては、それはそうはならないというふうに解釈してございます。ILOが求めているというものが、全ての賃金労働者に対して最低賃金額を設定できる仕組みというものをつくることを求めているということでございますので、仕組み自体は整っているということですので、ILOとの関係に違反であるというふうには認識してございません。

それから、ILO事務局、今度の総会で日本国に対して何か意見をすることについて、現時点で承知をしている限りにおいては、委員ご指摘のものについてはまだ承知しておりませんが、これは6月になれば分かることかと思えますので、次回の船員部会においてコメントができたらと思えます。

それから、漁業最賃の今年の見通しについてお尋ねがございました。漁業最賃は、去年はまぐろといかとそれぞれ行ったわけですが、今年、どの業種について行う必要があるかということについては、今現在検討中といいますか、情報収集中でございますので、今回の船員部会での答弁は差し控えていただきたいと思います。

【落合部会長】 よろしいですか。じゃ、高橋委員、いかがですか。

【高橋臨時委員】 いずれにしても、究極的な目的、目標というのは全ての漁船、いわゆる今言われるように船員法適用の漁船員の皆さんに最低賃金というものをすべからく適用していただくと

ということが我々の目的でもあり、私の個人的な意見でもあります。その辺を十分踏まえていただいて、最低賃金の設定もないようなところで働いている皆さんの賃金の確保、生活の確保というものを十分考えていただいて、早期に最低賃金の設定をしていただくような場を設けていただいたというように思います。

以上です。

【落合部会長】 このポイントについて、何か使用者側のほうからは特にはないですか。

【長岡臨時委員】 すいません。大日本水産会の長岡でございます。

特にはないんですけども、状況だけ申し上げておきますと、私ども、この件に関しましては認識してはございますけれども、当面行ったのは、最近のことではないですけど、ちょっと前、具体的には去年の年末ぐらいだったと思いますけれども、今、話題に出ております近海かつおの漁業団体及び中型いか釣り漁業団体と若干の情報交換をさせていただいております。その中でありましたのは、簡単に申し上げますと、それぞれ、近海かつおに関しては地域性の問題があると。そういうことで、業種として統一的に最低賃金を設けることに関しては問題があるというふうなお話。それから、中型いか釣りに関しましては、そもそも中型いか釣りの業種の賃金の決め方、現行制度が最低賃金となじまない部分があるので、これについては難しいというような話を伺っているところです。

簡単ですけど、以上です。

【落合部会長】 よろしいでしょうか。もしよろしければ、この論点につきましては、このあたりで終わらせてもらうということにいたしまして、そのほかで特にご発言等はございますでしょうか。

それでは、特にはないようですので、事務局のほうからもし連絡事項等があったらお願いいたします。

【白崎企画調整官】 次回の部会の開催日程につきましては、部会長にお諮りいたしまして改めてご連絡をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

【落合部会長】 そうしますと、以上をもちまして、交通政策審議会の海事分科会の42回の船員部会というものを閉会ということにさせていただきます。

お忙しいところ、ご出席いただきまして、どうもありがとうございました。

— 了 —